

## 大館市木材利用推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大館市木材利用基本方針(平成24年3月1日策定)に基づく取組みを推進するため、大館市木材利用推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (業務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 木材利用の推進と推進体制の構築に関すること
- (2) 木材利用促進計画の策定及び進捗管理に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 推進会議の委員は次のとおりとする。

- (1) 総務部長
  - (2) 市民部長
  - (3) 福祉部長
  - (4) 産業部長
  - (5) 観光交流スポーツ部長
  - (6) 建設部長
  - (7) 教育次長
- 2 推進会議に委員長を置き、産業部長をもって充てる。
  - 3 推進会議に副委員長を置き、建設部長をもって充てる。
  - 4 推進会議にアドバイザーを置き、秋田県立大学木材高度加工研究所長をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は必要に応じて第3条第1項に掲げる者以外の関係者を出席させ、又は外部有識者等の出席を求めることができる。

### (部会)

第5条 推進会議は、第2条各号に掲げる業務を円滑に行うため、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 5 部会の会議は、部会長が指名する委員を招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会は、必要があるときは、外部有識者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務は、産業部林政課及び建設部都市計画課が行う。

(謝礼)

第7条 第3条第4項、第4条第3項及び第5条第6項に規定する会議出席者への謝礼は7,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、謝礼が不要の場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 第4条及び第5条に規定する会議出席者は、推進会議の業務を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(決裁：令和2年9月10日)